

## 現 場 説 明 書

1.	工 事 名 称	令和元年度 佐久市立岩村田小学校グラウンド整備工事
2.	工 事 箇 所	佐久市岩村田 2 6 4 1 - 2
3.	工 事 概 要	岩村田小学校改築事業に伴うグラウンド整備工事一式 グラウンド整備工事 クレイ舗装、防球フェンス、バックネット、遊具ほか 外構整備工事 擁壁、雨水排水、駐車場、舗装、囲障、植栽ほか 市道自営工事 舗装復旧、道路側溝
4.	関 連 工 事	令和元年度 佐久市立岩村田小学校屋外トイレ棟新築工事
5.	支 払 条 件	佐久市財務規則及び公告による。
6.	注 意 事 項	
	(1)	施工にあたり、児童、教員及び来校者の安全な動線を確保するとともに、駐車スペースも確保できるように計画をすること。
	(2)	同一敷地内における別途工事と予定工期は、下記のとおり。 令和元年度 佐久市立岩村田小学校屋外トイレ棟新築工事 (令和元年 10 月～令和 2 年 3 月下旬まで) 平成 30 年度(繰越) 佐久市立岩村田小学校他 1 校空調設備設置工事 (令和元年 9 月～令和 2 年 2 月末まで)
	(3)	現場進入口は、安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺には、仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第三者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で授業等に支障を与えないよう十分注意すること。特に、児童が学校生活を送る学校敷地内において、校舎等に隣接する工事のため、安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設物については、請負代金の範囲内において、監督職員の指示のもと設けること。
	(4)	工事車両及び作業員通勤車両は現場仮囲い内に駐車することとし、仮囲い外の学校敷地内及び周辺道路は、原則として駐停車場や待機場としないこと。また、岩村田小学校周辺の上の城区では、 <b>時間通行制限路線があるので、遵守すること。</b>
	(5)	工事用車両等通路は請負者の責任において整備を行い、監督職員の指示により、復旧をする。また、工事車両等の通行により、問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。
	(6)	工事着手前に現場及び周辺住宅の記録写真を詳細に撮影し、損傷した場合は監督職員の指示により現状に回復すること。また、事前に近隣住民に対し、工事について協力を依頼するとともに、十分協議しトラブルが発生しないよう留意すること。
	(7)	施工者は、関連工事請負者と互いに協力し、学校行事等に支障がないよう、工程調整をすること。また、施工にあたり、月間及び週間工程表を作成し、監督職員、工事監理者及び学校へ提出すること。なお、請負者には、学校年間行事表を貸与する。
	(8)	本工事現場は、埋蔵文化財包蔵地である。工事中、遺構等を発見した場合は、直ちに監督職員等へ報告するとともに、指示に従うこと。